

# 社会教育30年のあゆみ

号外 (第八十一号)

## 官報

昭和二十四年六月十日 金曜日

官報 (号外)

合には、民法(昭和二十二年法律第百二十二号)第七百八十七條但書の規定にかかわらず、死亡の事実を知つた日から三年以内にこれをすることをできる。但し、死亡の日から十年を経過したときは、この限りでない。

2 死亡の事実を知つた日、この法律施行前であるときは、前項に規定する三年の期間は、この法律施行の日から起算する。

この法律は、公布の日から起算して、六月を超えない範囲内において、政令で定める日から起算し、

法務大臣 青田 徳吉  
内閣総理大臣 吉田 茂

### 御名 御選

昭和二十四年六月十日  
内閣総理大臣 吉田 茂

目次

第一章 總則(第一條至第九條)

第二章 社会教育委員会(第十條至第十四條)

第三章 社会教育員(第十五條至第十九條)

第四章 公民館(第二十條至第二十三條)

第五章 学校施設の活用(第二十四條至第二十六条)

第六章 国司教育(第二十七條)

第七章 附則

第一條 目的

第二條 用語

第三條 この法律の目的

第四條 この法律の施行期日

附則(第一條) この法律の目的は、社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第一章 總則

第一條 この法律は、社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二條 この法律において「社会教育」とは、国民の生活の向上に資することを目的として、国民の生活の向上に資することを目的とする。

第三條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第四條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第五條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第六條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第七條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第八條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第九條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第十條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第十一條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第十二條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第十三條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第十四條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第十五條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第十六條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第十七條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第十八條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第十九條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二十條 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二十一条 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二十二条 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二十三条 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二十四条 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二十五条 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二十六条 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二十七条 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二十八条 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第二十九条 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

第三十条 社会教育の振興及び国民の生活の向上に資することを目的とする。

# 社会教育行政年表

年月日	主要事項	摘要
昭和		
20. 9. 15	「新日本建設ノ教育方針」発表	
25	「青少年団体ノ設置並ビニ育成ニ関スル件」 (文部次官通牒)	
10. 15	社会教育局復活	
11. 6	「社会教育振興ニ関スル件」(文部省訓令)	
13	「一般壮年層ニ対スル社会教育実施要領ニ関スル件」(社会教育局長通牒)	
28	「婦人教養施設ノ育成強化ニ関スル件」(社会教育局長通牒)	
21. 5. 15	「新教育指針」発表	
7. 5	「公民館ノ設置運営について」(文部次官通牒)	
9. 5	第1回芸術祭開催	
11. 1	第1回国民体育大会(秋季大会)開催	
3	日本国憲法公布	
22. 3. 5	文部省「父母と先生の会—教育民主化の手引」 発行	
3. 31	教育基本法公布	
5. 一	第1回社会教育研究大会(全国92会場)開催	
9. 22	通信教育認定規程公布	
23. 2. 9	国立国会図書館法公布	
4. 12	「社会教育振興方策について」(教育刷新委	

	員会建議)	
23. 7. 15	教育委員会法公布	
10. 4	教育指導者講習(I F E L)開始	
26	「連合軍総司令部貸与の16耗発声映写機及び 映画の受入れについて」(文部次官通達)	
11. 3	第1回優良公民館文部大臣表彰	
24. 5. 31	文部省設置法公布	
6. 10	社会教育法公布	国及び地方公共団体の 任務、市町村及び都道 府県の教育委員会の事 務、社会教育関係団体、 社会教育委員、公民館、 通信教育等について規 定
25. 2. 1	第1回全国P T A研究協議会開催	
11	第1回社会教育委員大会開催	
4. 27	社会教育審議会令公布	
30	図書館法公布	
5. 30	文化財保護法公布	
9. 6	第1回通信教育優秀修了者社会教育局長表彰	第7回(昭和31年)より 文部大臣表彰
26. 3. 12	社会教育法の一部改正	(1)都道府県教育委員会 に社会教育主事及び 社会教育主事補を置

		き、市町村教育委員会に置くことができるとしたこと。 (2)社会教育主事及び社会教育主事補の職務を規定 (3)社会教育主事の資格を規定 (4)社会教育主事の講習について規定
26.4.1	公民館・図書館施設費補助開始	
6.21	社会教育主事講習等規定制定	
12.1	博物館法公布	
27.1.27	第1回全国婦人教育研究集会開催	
4.1	博物館施設費補助開始	
5.29	第1回全国公民館大会開催	
6.6	中央教育審議会令公布	
11.14	第1回全国青年大会開催	
28.4.9	「視聴覚教育の運営の当面の問題について」 (社会教育局長通達)	
8.14	青年学級振興法公布	
29.6.10	社会教育法施行5周年記念大会開催	
8.27	教育映画等審査規程制定	

30.3.18	「純潔教育の普及徹底に関する建議」(社会教育審議会建議)	
4.1	青少年教育施設費補助開始	33.4青年の家施設費補助にかわる。
9.15	指定統計「社会教育調査」を実施	指定統計「社会教育調査」は、昭和30、35、38、43、46、50、53年に実施
11.29	第1回優良PTA文部大臣表彰	
31.6.30	地方教育行政の組織及び運営に関する法律公布	教育委員会法(23.7.15)廃止
32.9.18	全国PTA指導者講習会開催	
12.10	「ラジオ及びテレビジョンの教育的利用方策について」(社会教育審議会答申)	
33.4.28	「勤労青少年教育の振興方策について」(中央教育審議会答申)	
34.4.1	社会教育主事等の海外派遣事業開始	昭和34年度は青少年教育指導者のみを対象
4.1	児童文化センター施設費補助開始	昭和48年度に廃止
14	国立中央青年の家設置	

34.4.30	社会教育法の一部改正	(1)市町村の社会教育主事を必置としたこと (2)社会教育関係団体に対し、国及び地方公共団体の助成ができるようにしたこと (3)市町村の社会教育委員は、青少年教育に関し、教育委員会が委嘱した特定事項について指導助言できることとしたこと (4)公民館の設置、運営に関する基準についての規定を設けたこと等	
34.11.2	社会教育法施行10周年記念式典開催		
12.28	「公民館の設置及び運営に関する基準」告示		
35.11.1	教育白書「進みゆく社会の青少年教育」を发表		
26	第1回婦人教育指導者海外派遣実施		
36.6.16	スポーツ振興法公布		
12.26	「技能審査について」(社会教育局長通知)	昭和54年4月現在、実施団体5団体、11種目	

37.4.-	農村モデル図書館施設・設備費補助開始		昭和46年度から図書館補助に統合
4.-	同和对策集会所施設・設備費補助開始		
10.30	家庭教育専門研究会を設置		
38.7.1	国立阿蘇青年の家設置		
39.10.10	第18回オリンピック東京大会開催		
12.26	国立磐梯青年の家設置		
40.4.9	オリンピック記念青少年総合センター法公布		
7.1	国立社会教育研修所設置		
8.11	「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本的方策」(同和对策審議会答申)		
10.16	国立大雪青年の家設置		
11.5	教育白書「わが国の社会教育—現状と課題」を发表		
42.6.1	国立江田島青年の家設置		
10.9	「技能審査の認定に関する規則」(告示)		
44.3.29	「映像放送およびFM放送による教育専門放送のあり方について」(社会教育審議会答申)		

44.4.1	国立淡路青年の家設置	
7.10	同和对策事業特別措置法公布	
45.1.-	国際教育年	
3.15	万国博覧会開催	
4.-	公立少年自然の家施設費補助開始	
17	国立赤城青年の家設置	
46.4.1	国立能登青年の家設置	
30	「急激な社会構造の変化に対処する社会教育のあり方について」(社会教育審議会答申)	
47.2.3	第11回冬季オリンピック札幌大会開催	
5.1	国立岩手山青年の家設置	
5.15	国立沖縄青年の家設置	
7.25	第3回世界成人教育会議東京で開催	
48.4.-	公立視聴覚センター施設費補助開始	
12	国立大洲青年の家設置	
11.30	「公立博物館の設置及び運営に関する基準」(告示)	
49.4.11	国立乗鞍青年の家設置	
6.24	「市町村における社会教育指導者の充実強化	

	のための施策について」(社会教育審議会答申)	
49.12.11	社会教育法施行25周年記念公民館職員表彰	
50.1.-	国際婦人年	
10.1	国立室戸少年自然の家設置	
51.5.10	国立三瓶青年の家設置	
10.1	国立那須甲子少年自然の家設置	
52.7.1	国立婦人教育会館設置	
10.1	国立諫早少年自然の家設置	
11.2	国立科学博物館100年記念式典開催	
53.4.-	県立総合社会教育施設施設費補助開始	
4.-	公立婦人教育会館施設費補助開始	
10.1	国立花山少年自然の家設置	
54.1.-	国際児童年	
6.8	「地域社会と文化について」(中央教育審議会答申)	
6.10	社会教育法公布30周年	

# 社会教育局の機構の変遷

年度		昭.20.11.10	昭.20.12.31	昭.21.3.15	昭.21.12.4	昭.22.7.30	昭.24.5.31 文部省組織規程 (文部省令21)	5.30	昭.27.8.1 (省19)	昭.31.3.31 支部省組織令 (政 63)	昭.33.5.1 (政 98)	昭.36.5.1 (政 124)	昭.37.3.29 (施行 4.1) (政 75)	昭.41.4.30 (施行 5.1) (政 136)	現在	
局 内 機 構	社会教育課						社会教育課									
	文化課						社会教育施設課		社会教育施設主任官				(廃止)			
	調査課				(廃止)		運動厚生課		(廃止)							
	宗務課			(大臣官房へ) (S. 23. 3. 30)			芸術課							(文化局へ)		
	公民教育課			(廃止)			文化財保護課	保護委へ								
				芸術課				体育課		(体育局へ)						
						企画課		視聴覚教育課								
						著作権室		著作権課							(文化局へ)	
													婦人教育課			
													青少年教育課			
備考	社会教育局復活(勅五七〇)						文部省組織規程公布(省二) 文部省設置法公布(法一四六)	文化財保護委員会発足(去二四)	文部省組織令公布(昭二七、八、三〇政三八七) 文部省組織規程全部改正(省一九)	行政機構整理	体育局設置		(文化庁設置 文化局設置 昭四三、六、一五)			

社会教育法施行30周年記念

昭和54年6月10日